

千葉大学医学系総合研究棟内施設使用心得

（令和4年12月1日）

千葉大学医学系総合研究棟内の施設（以下「施設等」という。）の使用者は、千葉大学医学系総合研究棟内施設の貸付けに関する申合せのほか、この使用心得を遵守しなければならない。

1. やむを得ない理由により、許可された使用日時等を変更しようとするときは速やかに下記の窓口まで申し出て、新たに許可を受けること。
2. 使用許可時間を厳守すること。
3. 使用者は、不特定多数の者に施設等を使用させてはならない。（事前登録等、来館者を把握すること）
4. 使用者は、来館者に対して進入禁止区域等の説明義務を果たすこと。
5. 整理、整頓及び規律の保持等に注意すること。
6. 備品類を移動させて使用した場合には使用後に元の場所へ戻すこと。
7. 壁面、床等に釘、画鋲等を打ち付けないこと。
8. 火気類、危険物等の持ち込み及び使用をしないこと。
9. 掲示その他これに類するものは、許可を受けて所定の場所に行うこと。
10. 施設、設備等を破損、紛失又は著しく汚損した場合は、直ちに窓口まで連絡するとともにその指示に従うこと。
11. 施設等の使用に伴う機器等の操作は本学職員の指示を受けて使用者が行うこと。
12. 施設、設備等に造作及び加工をしないこと。
13. 大音量での音響設備及びスピーカー等の使用はしないこと。
14. 敷地内で喫煙はしないこと（キャンパス内全面禁煙）。
15. 使用後は、消灯及び戸締りの点検を必ず行うこと。
16. 使用後のゴミ処理（持ち帰り）は使用者が責任をもって行うこと。
17. その他施設等の使用に当たっては、本学職員の指示に従うこと。